

宮津市自殺対策庁内連絡会議

1 制定の理由

平成28年に改正された自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条において、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めることとされた。

2 自殺対策庁内連絡会議の設置根拠

自殺対策基本法第2条（基本理念）第5項において、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないとされている。こうした趣旨を踏まえ、地域における自殺対策を推進していくため、庁内の幅広い分野の関係部局が参画する庁内横断的な体制を整える必要がある。

3 所掌事項

- (1) 自殺対策に関する業務の情報交換及び相互連携に関すること
- (2) 自殺対策の諸施策の調整、検討及び推進に関すること
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること

自殺対策計画策定にあたり、「自殺対策の視点からの事業の棚卸し」、「各事業の担当及び実施時期の明確化」などを進める必要がある

4 組織

委員数：8人【座長：健康福祉部長、副座長：社会福祉課長】

委員	健康福祉部長	総務課長	市民課長
	商工観光課長	社会福祉課長	健康・介護課長
	学校教育課長	社会教育課長	

5 スケジュール

別紙「宮津市自殺対策計画策定に向けたスケジュール」のとおり